

## 利用上の注意

この報告は、令和3（2021）年6月1日現在で実施された「令和3年経済センサスー活動調査（総務省・経済産業省所管）」（以下、「令和3年活動調査」という。）の調査結果のうち、「広島県内の製造事業所」について、「工業統計調査（経済産業省所管）」（以下、「工業統計調査」※という。）と時系列比較を行うために、本県が独自に集計した結果である。

※「工業統計調査」は、令和4（2022）年からは、「経済構造実態調査（総務省・経済産業省所管）」の一部として実施。

### 1 調査の概要

#### 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的とする。

#### 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

#### 調査日

令和3年6月1日

#### 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

#### 調査の方法

##### (1) 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行った。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行った。

##### (2) 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答（企業の本社などが傘下の事業所の調査票を一括回答）する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行った。

### 2 利用にあたって

#### 留意事項

(1) この報告は、製造業について工業統計調査と時系列比較を行うために、令和3年活動調査の調査結果のうち、次の全てに該当する製造事業所（以下、「事業所」という。）について集計したものである。

ア 個人経営を除く事業所であること。

イ 従業者4人以上の事業所であること。

ウ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。

エ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

(2) 今回公表の数値は、県の独自集計結果であり、総務省及び経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

- (3) 表中の数値は四捨五入したため、内訳が合計に一致しない場合がある。
- (4) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。  
 <ガイドライン> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)
- (5) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査の集計における定義に合わせた形で再集計している。
- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和 3（2021）年広島県経済センサスー活動調査（製造業分）結果報告」による旨を明記すること。

### 時系列比較について

- (1) この報告において、下線付きの年次の数値は「活動調査」、その他の年次の数値は工業統計調査の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については、表示年次における 1 年間の数値である。また、事業所数、従業者数などの経理外項目については、令和 3 年活動調査及び平成 28 年活動調査並びに平成 29 年以降の工業統計調査は表示年次における 6 月 1 日現在の数値、平成 24 年活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値、上記以外の工業統計調査は表示年次の 12 月 31 日現在の数値である。

各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおり。

統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数など)		経理項目 (製造品出荷額等、付加価値額など)	
	調査時点	表示	調査期間	表示
平成22年(2010年)工業統計	平成22年12月31日現在	平成22年	平成22年1月～12月	平成22年
平成24年(2012年)活動調査	平成24年2月1日現在	<u>平成24年</u>	平成23年1月～12月	<u>平成23年</u>
平成24年(2012年)工業統計	平成24年12月31日現在	平成24年	平成24年1月～12月	平成24年
平成25年(2013年)工業統計	平成25年12月31日現在	平成25年	平成25年1月～12月	平成25年
平成26年(2014年)工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月～12月	平成26年
平成28年(2016年)活動調査	平成28年6月1日現在	<u>平成28年</u>	平成27年1月～12月	<u>平成27年</u>
平成29年(2017年)工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月～12月	平成28年
平成30年(2018年)工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月～12月	平成29年
令和元年(2019年)工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月～12月	平成30年
令和2年(2020年)工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	令和元年1月～12月	令和元年
令和3年(2021年)活動調査	令和3年6月1日現在	<u>令和3年</u>	令和2年1月～12月	<u>令和2年</u>

- (2) 平成 28 年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については、これらの調査分を含まない集計結果である。また、令和 3 年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。
- (3) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行ったため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。
- (4) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から、「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更したため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。  
 <ガイドライン> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)
- (5) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外となっており、令和 3 年活動調査でもこれを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より

他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

(6) この報告では、前回〔令和2（2020）年広島県工業統計結果報告〕まで表章していた統計表の項目「くず・廃物の出荷額」を廃止し、「その他の収入額」の項目に含まれるよう集計した。

### 数値及び記号

- (1) 各項目の数値は四捨五入（金額は単位未満、比率は小数点以下第2位）しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中の記号は、次のとおり。
- 「—」 ----- 該当数値なし
  - 「0」, 「0.0」 ----- 四捨五入のため単位に満たないもの
  - 「△」 ----- マイナス数値
  - 「X」 ----- 集計対象となる事業所が1又は2のとき、これに該当する集計結果をそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

### 産業分類

(1) この調査で用いた製造品及び賃加工品分類表（以下、「分類表」という。）は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については、次のとおりである。

分類表	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

## 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

### (1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

## 3 用語の解説

### 項目の説明

(1) この報告中の業種名（産業中分類名）は、次のとおり（全24業種）。

番号	業種名（産業中分類）	本文、表の略称	図の略称
09	食料品製造業	食料	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	飲料
11	繊維工業	繊維	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	木材
13	家具・装備品製造業	家具	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷	印刷
16	化学工業	化学	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	石油
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機器	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機器	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機器	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	電子
29	電気機械器具製造業	電気機器	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報機器	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機器	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

(2) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(3) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

ア 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤・非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

ウ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

エ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

オ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(4) 事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れ者に係る人材派遣会社への支払額（現金給与総額）

令和2年1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(5) 原材料・燃料・電力の使用額等（原材料使用額等）

令和2年1年間における次のア～カの合計をいう。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに

支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

**オ 製造等に関連する外注費**

生産設備の保守・点検・修理，機械・装置の操作，製品に組み込まれるソフトウェアの開発など，事業所収入に直接関連する外注費用をいい，派遣，委託生産費などの外注費は含まない。

**カ 転売した商品の仕入額**

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい，在庫品は含まない。

**(6) 製造品出荷額等**

令和2年1年間における製造品出荷額，加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり，消費税，酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

**ア 製造品出荷額**

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を，1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また，次のものも製造品出荷に含まれる。ただし，仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み，令和2年中に返品されたものを除く。）

**イ 加工賃収入額**

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合，これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

**ウ その他の収入額**

上記ア及びイ以外で，例えば「くず・廃物の出荷額」，「転売収入」，「修理料収入」，「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

**(7) 製造品，半製品及び仕掛品，原材料及び燃料の在庫額〔従業者10人以上の事業所（一部を除く。※）〕** ※原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所。

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり，原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み，仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

**(8) 有形固定資産額〔従業者10人以上の事業所（一部を除く。※）〕** ※有形固定資産額の内訳である「(イ)建物および構築物」，「(ウ)機械及び装置」，「(エ)その他」は従業者30人以上の事業所。

令和2年1年間における数値であり，帳簿価額によっている。

**ア 有形固定資産額の取得額等には，次の区分がある。**

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備，建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) その他（船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等）

**イ 建設仮勘定の増加額及び減少額**

増加額とは，この勘定の借方に加えられた額をいい，減少額とは，この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

**ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額**

有形固定資産の売却，撤去，滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

**エ 減価償却額**

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額，減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

**オ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。**

(ア) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 工業用地

事業所敷地面積は、令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(10) 工業用水

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、令和2年1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいう。

ア 淡水

(ア) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの、上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋渠によって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

イ 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

**計算項目の算式**

(1) 生産額

＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ (製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額) ＋  
(半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額)

(2) 付加価値額（粗付加価値額）

ア 従業者30人以上の事業所

付加価値額

＝ 製造品出荷額等 ＋ (製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額)  
＋ (半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額)  
－ [推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) ＋ 推計消費税額(※2)]  
－ 原材料使用額等 － 減価償却額

イ 従業者29人以下の事業所

粗付加価値額

＝ 製造品出荷額等 － [推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) ＋  
推計消費税額(※2)] － 原材料使用額等

平成12年までの付加価値額は、従業者4～9人の事業所については粗付加価値額であり、平成13年以降の付加価値額は、従業者4～29人の事業所については粗付加価値額となっている。

(3) 付加価値率

＝ [付加価値額 / {生産額 － (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1)  
＋ 推計消費税額(※2)}] × 100

(4) 現金給与率

＝ [現金給与総額 / {生産額 － (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1)  
＋ 推計消費税額(※2)}] × 100

- (5) 常用雇用者1人当たり現金給与額  
= 常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額 / 常用雇用者数
- (6) 労働分配率 = (現金給与総額 / 付加価値額) × 100
- (7) 原材料率  
= [原材料使用額 / [生産額 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) + 推計消費税額(※2))]] × 100
- (8) 在庫率  
= [年末在庫額 / [生産額 - [推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) + 推計消費税額(※2)]]] × 100
- (9) 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減
- (10) 有形固定資産純投資額 = 有形固定資産投資総額 - 有形固定資産除却額 - 減価償却額
- (11) 資本係数  
= 有形固定資産年末現在高 / [生産額 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) + 推計消費税額(※2))]

※1 平成29（2017）年工業統計より調査を廃止したため、出荷数量等から推計したもの。

※2 平成13（2001）年工業統計より調査を廃止したため推計したもので、算出にあたり直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

**【 問い合わせ先 】**

広島県 総務局 統計課 産業統計グループ  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
TEL (082) 513-2542 (ダイヤルイン)

この内容については、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計課」で検索してください。

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>